

生徒指導に関する校則について

鹿児島県立市来農芸高等学校

1 制服等について

- (1) 本校指定の制服を着用し、学年章をつける。また、ブレザーの下に着用するセーター、カーディガンについても、本校指定のものとする。
- (2) 通学靴は、本校指定のものか白を基調とした運動靴、または黒か茶の革靴とする。ハイカットシューズは禁止する。
- (3) 本校指定のセーター及びカーディガン（ブレザーを脱いだ状態）での登下校や、校内で過ごす場面を認めるが、儀式への参加や写真撮影等の際には、ブレザーの着用を指定する場合がある。
- (4) ブレザーのボタンは全てとめて着用する。シャツは、原則、スラックス・スカートに入れる。
- (5) タックアウト式の上着（女子夏服）については制服の外に出して着用することを推奨するが、スカートの中に入れて着用しても良い。ただし対外的な場所での着こなしについては担当教諭の指示に従う。
- (6) 制服のシャツの中に着用する下着（肌着）の色は特に指定しないが、単色及び柄の無いもの、及び、シャツから色の透けないものとする。また、着こなしについては、襟元や袖から下着（肌着）が見えないようにする。
- (7) 靴下の色は、「白・黒・紺・グレーとする。原則、単色とし、ワンポイント（くるぶし周辺・足先のワンポイントも含む）は認めるが、デザイン性の強いものは認めない。規定内の色であれば、靴下の上の色と足底の色が2色になっても構わない。靴下の長さは、くるぶしが完全に覆われる長さとする。くるぶしが完全に覆われないスポーツソックスは認めない。
- (8) ベルトは、黒・茶色系統とする。華美なものは認めない。
- (9) 装飾品（ピアス・ネックレス・指輪等）の装着は認めない。化粧（有色リップ含む）・マニキュア等も認めない。
- (10) 登下校時において、ブレザーの上から着用する防寒着（前開きのものでフード付きでもよい）や手袋、マフラー、ネックウォーマーなどの使用を認める。防寒着の色は指定しないが、柄ものは認めない。
いずれも登下校時以外は、校内での着用を認めない。ただし、体調不良等の理由があれば、担任の許可を得て、授業時の着用を認める場合がある。防寒着の着脱は教室で行う。
- (11) 服装容儀指導は、学期に2回（1学期（4月・6月）、2学期（9月・11月）、3学期（1月・2月）、学年ごとに実施する。次の週に再確認を行い、改善できない場合は個別指導を行う。
- (12) 夏服、中間服、冬服等の更衣（移行）期間は設けず、生徒の判断とするが、儀式・写真撮影等への参加の際には、更衣（着こなし）の指定を行うことがある。

2 頭髪について

- (1) 学校生活に適し、体育・実習等の安全面において支障のない髪型とすること。
- (2) 前髪は目にかからない。後ろ髪、横髪が襟、耳にかかる場合は清潔感をもって端正に整える。
- (3) 髪が目にかかる場合は髪止めを使用する。髪が肩にかかる場合には、ヘアゴム（黒・紺・茶系統）で束ねる。
- (4) パーマ・ドライヤー加工（カール等）・染色・脱色、特殊（奇抜）な髪型は認めない。
- (5) 頭髪を染色・脱色した場合は、元の自然な状態に戻す。
- (6) ツープロックは下の項目のとおりとする。
 - ア 刈り上げ部分は、耳から5cm以内とする。
 - イ 刈り上げ部分の長さは、4mm以上とする。
 - ウ 刈り上げ部分に、ラインなどを加えた装飾のカットをしない。

- エ 刈り上げ部分を必要以上に露出したスタイルにしない。
- オ 長髪部分を整髪料などで散らしたり、搔き上げたりしない。
- カ 正面から見た時に、左右対称の髪型になるようにする。

3 学生かばん・補助バッグ等について

通学用カバンはリュックタイプとする。リュックに荷物が入らない場合は必要に応じて補助バッグとの併用を認める。

4 アルバイトについて

- (1) 本校では「土・日・祝日・長期休業中」のアルバイトは「届出制」で認めている。ただし、アルバイトに関する全ての責任は保護者が持つ。1年生については、夏期休業中から認める。
- (2) アルバイトに従事する場合は、所定の様式で「届け」を提出する。「届け」は、学期・長期休業ごとに提出する（同じアルバイトを継続する場合も同様）。無届けのアルバイトは、特別指導の対象になる。
- (3) アルバイト許可条件
 - ① 学業不振（欠点科目が3科目以上）でないこと。
 - ② 午後8時以降の従事は認めない。午後9時までには帰宅できること。
 - ③ 遊技場（パチンコ店・ゲームセンター等）、居酒屋やスナックなどのアルコール提供・接待が主となる飲食店、建設作業等の危険を伴う職種は認めない。
 - ④ 生活指導上の問題行動で特別指導を受けていないこと。
- (4) 平日のアルバイトは原則禁止とする（学業優先であるため）。

5 スマートフォン・携帯電話について

- (1) 本校では、スマートフォン・携帯電話の持ち込みは原則禁止とするが、緊急時の連絡のために、持ち込まなければならない場合、本校の「持込（使用）規定」を厳守することを条件に、持込許可願（フィルタリング設定申告書）を提出した者に限り、持ち込みを許可する。
- (2) 寮生は、寮の規定に従う。
- (3) 学校敷地内での使用は認めない。学校敷地内では電源を切り、かばん等に入れ、携帯しない。
- (4) スマートフォン・携帯電話の管理は、自己責任で行う。

6 昼食について

登校後は外出禁止（寮生も）とする。昼食は、弁当を持参するか、やまと屋（学校での注文・販売）を利用する。万が一、外出する場合には、担任の許可を得る。担任は、必ず生徒の帰校を確認する。

7 喫煙・飲酒について

高校生の喫煙・飲酒は法律違反である。喫煙行為がない場合でも「タバコ（電子タバコを含む）・ライターの所持」「喫煙同席」については、未成年の喫煙を認める行為とみなし、喫煙と同等の指導を行う。

8 校内生活について

- (1) 周りの人に不快感や迷惑を与えるような行動（暴れる・大声や奇声を出す等）をしない。授業を妨害するような言動に対しては特別な指導を行う場合がある。
- (2) 時間厳守で行動し、チャイムが鳴る前に行動する。

- (3) 気持ちのよい挨拶を心がける。
- (4) 職員室入室する前は、服装容儀を整え、入室心得を守ること。
- (5) 自動販売機（飲み物）を利用できるのは、休み時間及び放課後のみとする。
- (6) 身のまわりの整理整頓をし、清掃は協力して時間いっぱい真剣に取り組む。

9 校外生活について

- (1) 夜間外出は、事件や事故、非行につながるリスクが高い。日没後は外出しない。外泊は認めない。深夜徘徊の時間帯（午後11時～午前4時）は警察の補導対象となる。
- (2) ゲームセンターへの入場は認めない。パチンコ店については、遊戯はもちろん入店も認めない（保護者同伴でも不可）。指導の対象になる。
- (3) カラオケボックスへの入店については、スタジオ協会加盟店で「高校生入場許可の店」のプレートを入口に掲げている店に限り、午後6時までの生徒同士での利用を認める。
- (4) 交遊は、高校生であることを自覚し、行き過ぎのない節度ある行動を心がける。
- (5) 通学で公共の交通機関を利用する者は、乗車時のマナーやエチケットを守る。
- (6) 登下校時は交通法規・マナーを遵守する。道路を歩くときは、車道に出ない、広がらない。自転車・単車は原則、道路の左側端を通行する。

10 その他

- (1) 欠席・遅刻の連絡は、午前8時30分までに、必ず保護者が学校に連絡する。欠席・遅刻数は、進路決定に影響する場合がある。
- (2) 盗難防止のため、学用品・所持品には全て記名する。極力、貴重品を学校には持ち込まない。貴重品の管理は、自分で責任を持って行う。
- (3) 部活動の時間は、2月～11月が午後6時30分まで、11月～1月が午後6時までとする。部活動終了後は、速やかに下校する。
- (4) インターネット利用においては、誹謗・中傷したり、無断で個人情報公開したりするような行為は行わない。SNS等に関するモラル違反については、指導の対象とする。
- (5) 休日に登校する際も、制服着用が原則である。部活動単位で練習着（ウィンドブレーカー・ジャージ等）をそろえていれば（同じもの）、部活動参加時に限って、その練習着で登校してもよい。
- (6) 冬場の膝掛けについては、華美でないものを使用する。
- (7) 病気やけが等の理由で規定どおりの服装等が難しい場合には、学級担任に申し出て、異装の許可を得る。